

これから国民年金を受けようとしている  
60歳以上 65歳未満の方へ

## あなたも国民年金を 増やしませんか？

国民年金の老齢基礎年金額は、満額で792,100円（平成19年度）ですが、これを受け取るためには、20歳から60歳までの40年間（480月）の国民年金保険料を完納しなければなりません。

昭和61年3月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成3年3月以前の学生については、国民年金へ加入するかどうかは、ご本人の意思で決められていました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、国民年金には、ご本人の申し出により“60歳～65歳未満”の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金額を増やすことができる【任意加入制度】があります。

### 国民年金の任意加入の対象者は？ (老齢基礎年金額を増やしたい方など)

つぎの①～③のすべての条件を満たす方が【任意加入】の対象者となります。

- ① 国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の方

### 毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料は、月額14,100円（平成19年度）です。保険料の前払いにより割引される前納制度や口座振替による早割制度もあります。

詳しくは、最寄りの社会保険事務所までお問い合わせください。

### 任意加入のメリットは？

メリット

老齢基礎年金は、年金保険料の納付月数に応じて支給される仕組みになっています。このため、国民年金への任意加入により、納付月数が多くなればなるほど65歳からの年金も多く受けとれます。詳しくは、添付資料の『国民年金任意加入の保険料納付額及び年金増加額表』を参照してください。

## メリット2

任意加入で納める保険料の総額と、これに見合う年金の受けとりに必要な期間は、65歳から年金を受けとった場合、任意加入期間の長短には関係なく、一律に73.6歳（平成19年度ベース）です。これよりも長生きすればするほど、生涯の受けとる年金額も多くなります。

たとえば、平成19年4月に任意加入し、加入年数を5年間と仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は、つぎのとおりです。  
5年間の保険料納付額（総額）879,600円（毎年、3,360円増額）  
受けとる年金の増加額（年額）99,000円

65歳から年金を受けとり、平均寿命（厚生労働省が公表した「平成17年簡易生命表」）まで長生きされた場合の年金の増加額は、つぎのとおりです。

男性（平均寿命78.5歳）→99,000円×13.5年＝約134万円

女性（ // 85.5歳）→99,000円×20.5年＝約203万円

このように、国民年金の任意加入制度は、我が国の長寿化社会への適応と、より豊かな老後を過ごす上でも有効な制度といえます。


## メリット3


国民年金への任意加入は、老後の生活を支える老齢基礎年金の増額だけではありません。20歳以上60歳未満の第1号被保険者と同様、一定の要件を満たせば障害基礎年金や遺族基礎年金も受けとれます。

## メリット4

任意加入で納められた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。

### 任意加入の手続きは、どこで行えばいいの？

 国民年金への任意加入は、ご本人がお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口へ、加入申出書（「国民年金被保険者資格取得届（申出書）」）に年金手帳を添えて提出してください。

 詳しくは、お住まいの市（区）役所または町村役場（国民年金の担当）、もしくは最寄りの社会保険事務所までお問い合わせください。

(資料)

国民年金任意加入の保険料納付額及び年金増加額表（平成19年度ベース）

(単位：円)

加入月数	保険料納付額	年金増加額	加入月数	保険料納付額	年金増加額	加入月数	保険料納付額	年金増加額
1	14,100	1,700	21	296,100	34,700	41	578,100	67,700
2	28,200	3,300	22	310,200	36,300	42	592,200	69,300
3	42,300	5,000	23	324,300	38,000	43	606,300	71,000
4	56,400	6,600	24	338,400	39,600	44	620,400	72,600
5	70,500	8,300	25	352,500	41,300	45	634,500	74,300
6	84,600	9,900	26	366,600	42,900	46	648,600	75,900
7	98,700	11,600	27	380,700	44,600	47	662,700	77,600
8	112,800	13,200	28	394,800	46,200	48	676,800	79,200
9	126,900	14,900	29	408,900	47,900	49	690,900	80,900
10	141,000	16,500	30	423,000	49,500	50	705,000	82,500
11	155,100	18,200	31	437,100	51,200	51	719,100	84,200
12	169,200	19,800	32	451,200	52,800	52	733,200	85,800
13	183,300	21,500	33	465,300	54,500	53	747,300	87,500
14	197,400	23,100	34	479,400	56,100	54	761,400	89,100
15	211,500	24,800	35	493,500	57,800	55	775,500	90,800
16	225,600	26,400	36	507,600	59,400	56	789,600	92,400
17	239,700	28,100	37	521,700	61,100	57	803,700	94,100
18	253,800	29,700	38	535,800	62,700	58	817,800	95,700
19	267,900	31,400	39	549,900	64,400	59	831,900	97,400
20	282,000	33,000	40	564,000	66,000	60	846,000	99,000

(注1)：保険料は、14,100円（平成19年度の月額）に任意加入月数を掛けて算出。  
なお、平成17年4月から平成29年3月までは、毎年度、280円引き上げられる予定ですが、この表ではその分を見込んでおりません。ご注意ください。

(注2)：年金増加額は、平成19年度の老齢基礎年金額792,100円に任意加入月数を掛け、さらに480月（40年相当）で割って算出（算出額の50円未満は切り捨て、50円以上は100円単位に切り上げ）しています。